

(趣旨)

第1条 専門職大学院設置基準第6条の2第1項に規定する教育課程連携協議会として、和歌山大学大学院観光学研究科専門職学位課程（以下「専門職大学院」という。）に、和歌山大学大学院観光学研究科専門職学位課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 連携協議会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 副学部長（教務担当）
- (4) 専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 3名
- (5) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 2名
- (6) 本学の教員その他の職員以外の者であって研究科長が必要と認める者 若干名
- (7) その他研究科長が必要と認める者

2 前項第7号の委員は、連携協議会の議を経て研究科長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 連携協議会に委員長を置き、委員長は第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、連携協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 連携協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 第3条第1項第5号及び第6号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

3 連携協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

観光学研究科専門職学位課程連携協議会規程

(事務)

第8条 連携協議会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。